

大阪市立総合医療センター競争的資金等の不正使用防止に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は、大阪市立総合医療センター（以下「センター」という。）として、文部科学省の科学研究費補助金（以下「競争的資金等」という）の不正使用を防止するとともに、発生した不正行為の疑惑に対し、迅速かつ的確に対応するために必要な事項を定めることを通じて、センターにおける研究の公正性を確保することを目的とする。

(法令の援用)

第2条 この要綱に定めのない事項については、補助金等に係る執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）、補助金等に係る執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規定第17号）及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年文部科学大臣決定、平成26年改正）その他法令の定めるところによる。

(定義)

第3条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「研究者」とは競争的資金等を使用し研究活動を行う研究者及び研究分担者をいう。
- (2) 「配分機関」とは研究機関に対して競争的資金等の研究費の配分をする機関をいう。

(管理責任体制と役割)

第4条 センターは、研究活動における競争的資金等の不正使用防止を適正に行うため、次の各号に定める最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス事務局を置く。

- (1) 最高管理責任者は、病院長の職にある者をもって充て、センター全体を統括し、不正行為防止の管理について最終責任を負う。また、不正行為防止策の基本方針を策定・周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って不正行為防止の管理が行えるよう、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 統括管理責任者は、事務総長の職にある者をもって充て、最高管理責任者を補佐し、不正行為防止の管理について、センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。センター全体の具体的な対策を策定・実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、総務部長の職にある者をもって充て、不正行為防止の管理に関する事務の実質的な責任と権限を持つ。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正行為の防止を図るため、センター内の全ての研究活動に関わる者に対して一定期間ごとに研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (4) コンプライアンス事務局は、臨床研究センターに置き、研究倫理教育の実施及び受講管理・不正行為防止の管理に関する事務処理を行う。

(研究倫理教育)

第5条 研究活動に関わる者は、求められる倫理規範を習得等させるための教育を受けなければならない。

(通報窓口)

第6条 不正使用等(その疑いがあるものを含む。以下同じ。)に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口(以下「通報窓口」という。)を臨床研究センター内に設置するものとする。

(不正防止策)

第7条 円滑な研究活動の遂行と競争的資金等の適正な執行管理のために、研究者及び業務に携わる職員が一体となって取り組み、コンプライアンスの遵守、内部通報やモニタリング等の実効性を図る。

(不正使用等に関する報告)

第8条 通報窓口にて不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合には、速やかに、その旨を最高管理責任者に報告するものとする。

2 告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。以下同じ。)を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該告発等に係る研究活動が他機関から資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に対して本調査の要否を報告・協議する。

(調査委員会)

第9条 調査が必要と判断された場合には、病院長の命により調査委員会を設置し、調査方針・調査対象及びその方法を明らかにし、調査を実施する。

2 調査委員会は、公正性かつ透明性の確保の観点から、センターに属さない第三者(弁護士・公認会計士等)を半数以上含むこととする。

3 第三者の調査委員は、センター及び告発者・被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査中における一時的な措置)

第10条 病院長は、調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究者に係る研究費の使用及び支払いを停止することができる。

(審理及び認定)

第11条 調査委員会は、調査の開始後概ね150日以内に不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審理及び認定を行い病院長へ報告しなければならない。

2 病院長は、報告に基づき、不正があったと認められ、当該告発等に係る研究活動が他機関から資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に対して、その調査結果を報告しなければならない。なお、配分機関の求めがあったときには、調査の終了前であっても調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出することとし、調査に支障があるなど、正当な事由がある場合を除き、資料の提出、閲覧又は現地調査に応じなければならない。

(不正使用防止に向けた措置)

第12条 病院長は不正使用の防止に向けた取り組みの状況を内外に公表するとともに、その施策を推進するものとする。

(その他)

第 13 条 厚生労働科学研究費補助金については、当該補助金に係る法令等によるもののほか、本要綱を準用するものとする。

附 則
この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。